

第二章

政策の基本方針

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第二章 政策の基本方針

第一節 基本的な考え方

1 環境基本条例の考え方

「逗子市環境基本条例」では、その前文において「私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有する」として、環境に関する権利を、また、「健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている」として、環境に関する義務をうたっています。そして、この権利を享受し、義務を履行するために、4つの基本理念を掲げています。

- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代に継承すること。
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会を実現すること。
- 自然的・社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境を保全すること。
- 人類共通の課題である地球環境保全を積極的に推進すること。

また、市民、事業者、市は、この基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとしています。

2 環境基本計画の基本的な考え方

これまでの計画における基本的な考え方であった『地球にやさしい循環型のまち』『自然と共生するまち』『各自(みんな)が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を整理し、望ましい環境像を次のとおりとします。

自然と人間をともに大切にするまち

自然を大切にするまち

廃棄物による環境負荷の少ないまち

温室効果ガス排出の少ないまち

暮らしと景観に配慮したまち

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るため、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

自然を大切にするまち

わたしたちは、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

市街地の三方を囲む丘陵と一方に開けた海、市の中心を流れる川や、各地に点在する緑地は、首都圏に残された貴重な財産です。

これらの貴重な自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務でもあります。

本市の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進めます。

また、市街地においても、公園、緑地を適切に管理し、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、市街地内の緑地の保全や住宅地の緑化を推進するなど、「逗子市緑の基本計画」に基づき、本市の地域特性を最大限に發揮できるよう、各種施策に取り組んでいきます。

廃棄物による環境負荷の少ないまち

わたしたちは、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、ごみの資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、廃棄物による環境への負荷ができる限り低減されるまちづくりを進めていきます。

リサイクルよりも優先して取り組むべきリデュース、リユースの一層の推進を図るため、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制の取り組みを促進する施策や啓発活動を推進します。

また、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、資源生産性を高めつつ、環境保全と安全・安心に配慮した適正なごみ処理の推進に努めます。

温室効果ガス排出の少ないまち

わたしたちは、持続可能な社会をめざすため、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組み、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素のまちづくりを進めていきます。

地球温暖化の問題は逗子市だけでなく、日本全土、地球規模で取り組む課題ですが、その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、私たち一人ひとりの日常生活においても発生しています。

そのため、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、過度な自動車利用を控えること、冷暖房温度を適切に設定するなど、身近なことから温室効果ガスの削減を実践していくことが重要です。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーへの転換も重要であることから、再生可能エネルギー転換への啓発活動を推進し、利用の普及促進に努めています。

暮らしと景観に配慮したまち

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、安全で潤いのあるまちづくりを進めていきます。

大規模な工場等がない本市では、きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境の維持はもちろんのこと、高齢化が進む中、狭あいな道路における安全性の確保や、段差の解消などにより、より一層人に優しい都市環境の整備は、本市の重要な課題です。

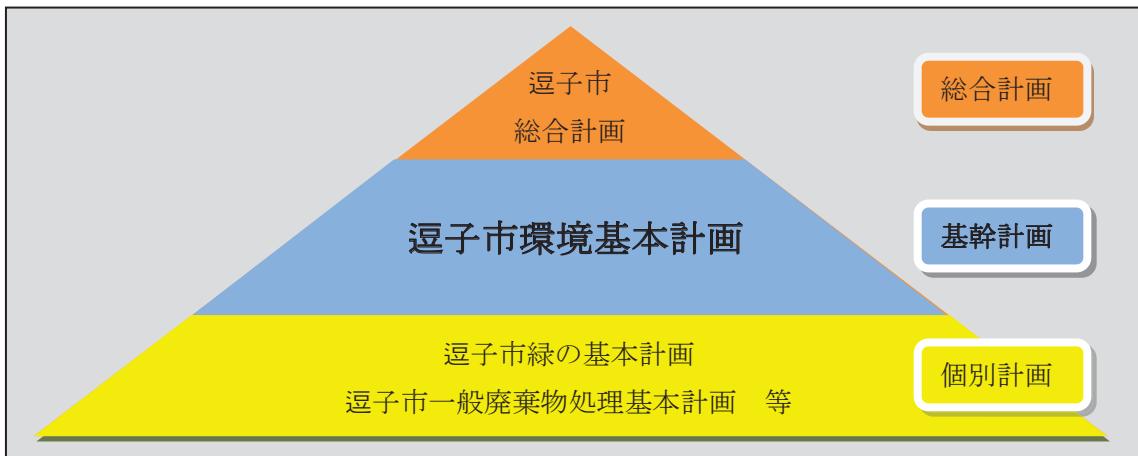
また、かつては人々に別荘地、保養地として親しまれ、その後住宅地として発展してきた本市において、現在も残るみどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる景観の美しいまちなみは、市民共有の財産です。

良好なまちなみと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、市民の多様な参加、参画及び行政と市民との協働によって、自然景観及び人工景観の向上を目指していきます。

第二節 計画の期間と位置付け

1 市全体における計画の位置付け

「逗子市環境基本計画」は、「逗子市総合計画」の環境政策分野を支援するとともに、「逗子市緑の基本計画」、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図り、連携して、逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画であり、「逗子市総合計画」の基幹計画に位置付けられます。



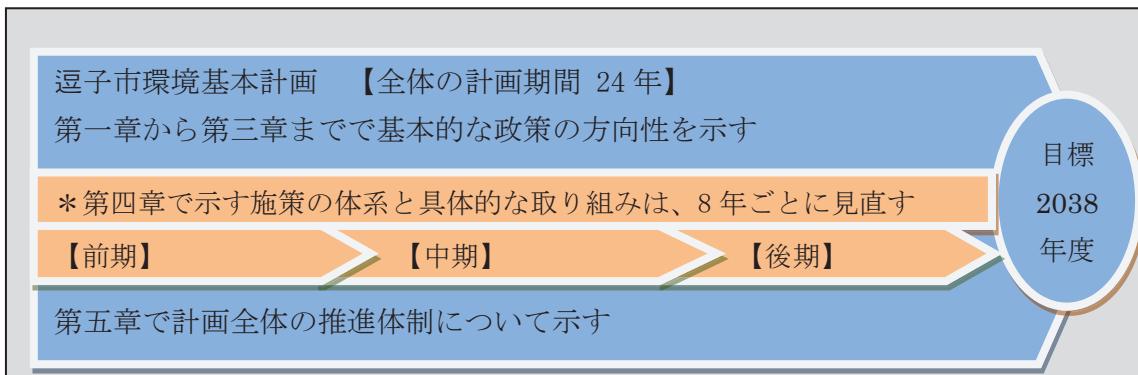
各施策の進捗管理については、原則各個別計画に基づいて進行され、基幹計画である「逗子市環境基本計画」においては、環境政策分野全体について、総括的に目指すべきまちの姿を提示し、進行管理していきます。

2 計画の期間

「逗子市環境基本計画」は、2038年（平成50年）を当面の目標とし、2015年（平成27年）から、2038年（平成50年）までの24年間を計画期間とします。

しかし、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、具体的な施策について記載する第四章は、第一章から第三章までの基本的な政策の方向性等を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示し、8年ごとに見直します。



第三節 計画の推進に向けて

(1) 市民、事業者との協働

「逗子市環境基本計画」を進めていくためには、市民、事業者との協働が不可欠です。

市では、ともにすすめるパートナーとして、「ずしし環境会議」を設置しています。

逗子市の環境施策を進めていくためには、「ずしし環境会議」に代表される環境問題に積極的に取り組む市民、事業者等との協働は、欠かすことはできないことから、今後とも、市民、事業者、市が一体となって計画の推進に取り組んでいくための体制作りに努めています。

(2) 多様な世代による取り組み

環境施策には、子どもたちが触れ合える自然環境の保全、高齢者の生活しやすい交通環境など、各々の世代、生活様式による多様な側面を持っています。

また、ボランティア活動等を通じて、多世代の交流や、地域コミュニティの強化にもつながることも期待できます。

それゆえ、逗子市の次世代を担う子どもたちに向けて教育機関と連携して環境教育を促進するとともに、多様な世代が参加しやすく、交流できるよう取り組んでいくことが求められています。

(3) 関係機関との連携

環境問題には国境を超えて、各国が連携して取り組む問題も多いように、逗子市だけでは解決できるものではありません。国、県、近隣自治体等の関係機関とも連携して進めていくことが必要です。

(4) 進捗の管理

逗子市では、これまでに「逗子市環境基本計画」の個別の課題を進めていくための「行動等指針」を策定し、定期的に見直してまいりました。

今後とも、年次報告の作成と併せて、その進捗を管理してまいります。

(詳細は、「第五章 推進体制」をご参照ください)